

## 工事契約における単品スライド条項の適用に伴う対応について

今般の中東情勢の変化等による原材料価格やエネルギーコスト等の上昇を踏まえ、このたび、工事契約における単品スライド条項の適用について、以下の対応を行いますのでお知らせいたします。

### 1 単品スライド条項の運用について

工事請負契約約款を適用している既契約工事のうち、残工期が2か月未満の工事（令和8年6月23日までに工期満了となる案件）については、「単品スライド条項取扱要綱」の規定にかかわらず、請求を可能とします。

横浜市 HP（スライド関連）

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/inflation-slide.html>

### 2 お問い合わせ先

契約中の案件で上記手続きに関すること（工期や金額などを含む）については、工事担当課に直接お問い合わせください。

### 3 その他

インフレスライド等につきましては、「ヨコハマ・入札のとびら」の令和8年2月27日にお知らせいたしました「公共工事設計労務単価の改定（令和8年3月）に伴う特例措置及びインフレスライドの実施について（工事）」をご確認ください。

【URL】 <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/08tokurei-kouji-tobira.pdf>

また、今後の社会経済情勢を踏まえ、適宜、対応をご案内いたします。

（このお知らせに関すること）

横浜市総務局契約第一課

電話：045-671-2246

（単品スライド条項運用マニュアルに関すること）

横浜市都市整備局公共事業調整課

電話：045-671-2025